

府政経運第 3 3 5 号
令和 7 年 12 月 5 日

経済財政諮問会議議長
高市 早苗 殿

内閣総理大臣 高市 早苗
(公 印 省 略)

内閣府設置法第 1 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、次のとおり
諮問する。

諮問第 5 4 号

「令和 8 年度予算編成の基本方針」 いかん。